

脱炭素先行地域募集要領（第1回）

1. 趣旨

地域脱炭素は、我が国の2050年カーボンニュートラル目標達成のためには必要不可欠なものであり、また、脱炭素が経済競争と結びつく時代、地方の成長戦略として、地域の強みをいかした地域の課題解決や魅力と質の向上に貢献する機会となっています。

「地域脱炭素ロードマップ」（2021年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定）及び「地球温暖化対策計画」（2021年10月22日閣議決定）では、地方自治体や地元企業・金融機関が中心となり、環境省を中心に国も積極的に支援しながら、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」において、2025年度までに脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋をつけ、2030年度までに実行することで、農山漁村、離島、都市部の街区など多様な地域における地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素（地域課題の解決による住民の暮らしの質の向上）の実現の姿を示し、全国に広げるとされたところです。

今般、地域脱炭素ロードマップ及び地球温暖化対策計画を踏まえ、脱炭素先行地域（第1回）の選定を行うため、以下のとおり、地方自治体による脱炭素先行地域の計画の提案を募集します。

2. 脱炭素先行地域の概要

（1）脱炭素先行地域とは

脱炭素先行地域とは、2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域です。

（2）脱炭素先行地域の範囲の類型

脱炭素先行地域の範囲は、行政区、集落、同一の制御技術等で電力融通やエネルギー需給の最適運用を行う施設群など様々です。地理特性や気候風土等に応じて以下のような類型が考えられますが、複数の類型を含むものや、ここに示されていない類型を対象とすることも可能です。

また、脱炭素先行地域は、複数の地方自治体が連携して取り組むことも可能です。

＜想定される類型の例＞

住生活エリア	住宅街・団地（戸建て中心）
	住宅街・団地（集合住宅中心）
ビジネス・商業エリア	地方の小規模市町村等の中心市街地（町村役場・商店街等）
	大都市の中心部の市街地（商店街・商業施設、オフィス街・業務ビル）
	大学、工業団地、港湾、空港等の特定サイト

自然エリア	農山村（農地・森林を含む農林業が営まれるエリア）
	漁村（漁業操業区域や漁港を含む漁業が営まれるエリア）
	離島
	観光エリア・自然公園等
施設群	公的施設等のエネルギー管理を一元化することが合理的な施設群（点在する場合を含む）

3. 提案者

- 地方自治体（市区町村、都道府県等）
- 複数の地方自治体の共同提案
- 地方自治体、民間企業、大学等の共同提案

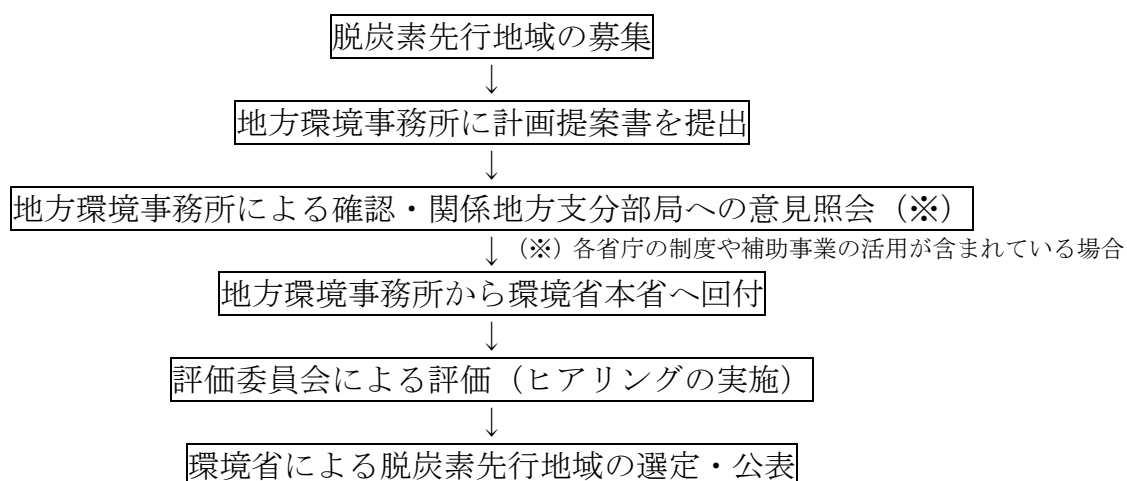
※いずれも、提案者に地方自治体が含まれていることが必要です。

4. 脱炭素先行地域の選定プロセス

- （1） 環境省本省が脱炭素先行地域の計画提案を募集し、応募地方自治体は管轄する地方環境事務所に計画提案書を提出します。地方環境事務所では、必要に応じ地方支分部局への意見照会を行った上で環境省本省に回付し、環境省本省が設置する有識者会議「脱炭素先行地域評価委員会」（以下「評価委員会」という。）にて評価を行います。
- （2） 評価委員会では、必要に応じ、対面又はWeb 会議によるヒアリング（説明 10 分・質疑 10 分程度）を行う予定としています。

なお、ヒアリングの日程や開催方式等の詳細は、募集期間終了後、ヒアリングの対象となる地方自治体に対して地方環境事務所より連絡します。

<選定プロセス フロー>



5. 脱炭素先行地域の選定の考え方

(1) 選定の考え方

脱炭素先行地域の選定にあたっては、地域脱炭素ロードマップ等を踏まえ、脱炭素先行地域に相応しい再エネ導入量や当該地域のある地方自治体での再エネ発電量の割合等のほか、地域の課題解決と脱炭素を同時実現して地方創生にも貢献する点等から評価を行い、評価の高いものを選定します。

具体的には、(2)に示す脱炭素先行地域の選定要件ごとに、必須である「確認事項」を確認した上で、脱炭素先行地域に相応しい取組を加点評価する「評価事項」により評価を行い、脱炭素先行地域の範囲の類型等に応じて多様な地域を環境省が選定します。

(2) 脱炭素先行地域の選定要件

- ①-1 2030年度までに、脱炭素先行地域内の民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現すること
- ①-2 地域特性に応じた温暖化対策の取組（民生部門の電力以外のエネルギー消費に伴うCO₂やCO₂以外の温室効果ガスの排出、民生部門以外の地域と暮らしに密接に関わる自動車・交通、農林水産業等の分野の温室効果ガスの排出等についても、地球温暖化対策計画と整合する形で地域特性に応じ少なくとも1つ以上の取組を実施する計画となっていること）
- ② 再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ設備の最大限の導入
- ③ 脱炭素の取組に伴う地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上
- ④ 脱炭素先行地域の範囲・規模の特定
- ⑤ 計画の実現可能性（計画の具体性、関係者の調整方針等）
- ⑥ 取組の進捗管理の実施方針及び体制
- ⑦ 改正地球温暖化対策推進法に基づく実行計画の策定等

6. 各選定要件の確認事項及び評価事項

①-1 民生部門の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロ

【確認事項】

- ・ 脱炭素先行地域内の民生部門の電力需要量の実績値を集計又は推計し、脱炭素先行地域内に供給される再エネ等の電力供給量及び民生部門による省エネによる削減量の合計がそれと同等以上となる計画であること

【評価事項】

- ・ 脱炭素先行地域内の民生部門の電力需要量の規模が大きいこと
- ・ 脱炭素先行地域内の民生部門の電力需要量に占める当該脱炭素先行地域のある地方自治体内で発電する再エネ電力量の割合を、可能な限り高くすること
- ・ 今ある技術を活用し、全国の多くの地域で取り組みやすいものであること
- ・ 技術的に確立されているが、社会実装された例が少なく先進性があること

- ① ー 2 地域特性に応じた温暖化対策の取組（民生部門の電力以外のエネルギー消費に伴う CO₂ や CO₂ 以外の温室効果ガスの排出、民生部門以外の地域と暮らしに密接に関わる自動車・交通、農林水産業等の分野の温室効果ガスの排出等についても、地球温暖化対策計画と整合する形で地域特性に応じ少なくとも 1 つ以上の取組を実施する計画となっていること）

【確認事項】

- ・ 地域特性に応じ、民生部門の電力以外で、地球温暖化対策計画とも整合する温室効果ガスの削減に資する取組が少なくとも 1 つ以上であること

【評価事項】

- ・ 地域特性に応じ、温室効果ガス削減の効果及び規模が大きいこと
- ・ 今ある技術を活用し、全国の多くの地域で取り組みやすいものであること
- ・ 技術的に確立されているが、社会実装された例が少なく先進性があること

- ② 再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ設備の最大限の導入

【確認事項】

再エネ情報提供システム（REPOS）等を活用し、地域の特性に応じ、再エネ賦存量を確認し、経済合理性、その他支障の有無も踏まえ、再エネの導入可能量を把握していること

【評価事項】

- ・ 実地調査や衛星写真を使用した調査（FS 調査等）を実施することにより、再エネの導入可能量をより確実に把握していること
- ・ 合意形成の見通しも踏まえた再エネ導入可能量となっていること
- ・ 脱炭素先行地域の民生部門の電力消費に伴う CO₂ 排出を実質ゼロとするための追加的な再エネ導入量（新規の再エネ設備の導入量）が大きな計画であること

- ③ 脱炭素の取組に伴う地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上

【確認事項】

- ・ 地域の産業、暮らし、交通、公共等の分野で、その地域の強みを生かし、地方創生に寄与する取組であること
- ・ 取組を通じて得られる地域経済効果（直接的効果、波及効果）、防災効果、暮らしの質の向上などに係る効果について、定量的・定性的に記述されていること

【評価事項】

- ・ 具体的な取組とその効果が適切な KPI によって明示されていること（例えば、以下に掲げる観点）。
 - ・ 頻発・激甚化する災害に強い地域づくり（国土強靱化・レジリエンス向上）
 - ・ 発電による収益等の地域内還元（地域ビジネス創生、生物多様性保全）
 - ・ 地域の木材や森林などの自然資源を持続的に生かした取組
 - ・ 都市全体における持続可能なまちづくり（都市のコンパクト化、公共交通の利用促進、グリーンインフラの活用等）
 - ・ 将来世代を含む地域住民の健康の維持と暮らしの改善（Well-being の実現）
 - ・ 地域住民の行動変容と地域特性に応じた有機性廃棄物等の資源循環及び廃棄物エネルギー利活用時の熱利用高度化等の促進や、プラスチック資源の分別収集・リサイクル等
- ・ 効果の大きさ・広がり、独創性等の度合いが大きいものであること

④ 脱炭素先行地域の範囲・規模の特定

【確認事項】

- ・ 各エリアの特性を踏まえつつ、具体的に脱炭素先行地域の範囲を特定すること
- ・ 施設群の類型に該当するものは、それらの場所を具体的に特定し、エネルギー管理の一元化を検討していること

【評価事項】

- ・ 公共施設以外の民生部門の施設を幅広く対象としていること

⑤ 計画の実現可能性（計画の具体性、関係者の調整方針等）

【確認事項】

- ・ 計画に記載すべき内容が具体的であること（計画に不確実性がある場合でも、少なくとも5年程度の具体的な取組及びその後の取組の方針が記載されていること）
- ・ 導入する再エネ設備の種類、規模、設置場所等が具体的に記載されていること
- ・ 各年度のプロセスが適切にスケジュールとして計画されていること
- ・ 取組による脱炭素効果が、計画期間後も継続して得られる見込みであること

【評価事項】

- ・ 関係者間における体制が具体的に構築されていること。未調整の関係者がいる場合は、合意形成の調整方針及びスケジュールが具体的に示されていること。その際、地域の企業や金融機関等との連携がなされていること
- ・ 脱炭素に関する取組（国の制度に採択された取組、国の補助事業等に採択された取組、独自条例に基づく取組、民間企業等と連携した取組等）を実施した実績がある、又は、現在実施しており、脱炭素先行地域の計画を着実に実行できる経験を有すること

⑥ 取組の進捗管理の実施方針及び体制

【確認事項】

- ・ 事業の進捗管理の実施方針が示され、かつ、進捗管理の体制が示されていること

【評価事項】

- ・ アクシンプランの策定や外部有識者を含めた体制構築など複層的な進捗管理・評価の体制となっていること

⑦ 改正地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定等

【確認事項】

- ・ 改正地球温暖化対策推進法（地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律をいう。）を受けて改定された地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に即して、速やかに、同法に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）を改定するとともに、地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定又は改定していること
- ・ 上記により策定又は改定をしていない場合、その予定時期の目安を示すこと

【評価事項】

- ・ 地方公共団体実行計画（事務事業編）で定める（又は定める予定の）目標が、

改定後の「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（政府実行計画：令和3年10月22日閣議決定）の目標（2013年度を基準として、2030年度までに50%削減）と同等の目標であり、それを達成するための取組が示されていること

- 地方公共団体実行計画（区域施策編）で定める（又は定める予定の）目標が、改定後の地球温暖化対策計画の目標（2030年度に2013年度から46%削減）と同等の目標であり、それを達成するための取組が示されていること
- 改正地球温暖化対策推進法に基づく促進区域を設定している、又は設定する方針が示されていること

7. 計画提案書及び記載事項

脱炭素先行地域の計画提案に当たっては、計画提案書（様式1）について、以下の内容を記載するとともに、併せて、計画提案概要（様式2）も提出してください。

なお、脱炭素先行地域の選定を受けようとする期間は、当該脱炭素先行地域における取組を実施する全ての期間（最長2030年度まで）とします。

（1）計画提案書の記載事項

1. 全体構想

- 1.1 提案地方自治体の概況、温室効果ガス排出の実態、地域課題等
- 1.2 これまでの脱炭素に関する取組
- 1.3 2030年までに目指す地域脱炭素の姿

2. 脱炭素先行地域における取組

- 2.1 対象とする地域の概況（位置・範囲、エネルギー需要家の状況）
- 2.2 脱炭素先行地域の再エネポテンシャルの状況（再エネ賦存量等を踏まえた再エネ導入可能量、脱炭素先行地域内の活用可能な既存の再エネ発電設備の状況、新規の再エネ発電設備の導入予定）
- 2.3 民生部門の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロの取組
- 2.4 民生部門電力以外の温室効果ガス排出削減等の取組
- 2.5 脱炭素の取組に伴う地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上等、期待される効果

3. 実施スケジュール

- 3.1 各年度の取組概要とスケジュール
- 3.2 直近5年間で実施する具体的取組

4. 推進体制

- 4.1 地方自治体内部の推進体制
- 4.2 需要家、再エネ発電事業者、企業、金融機関等関係者との連携体制

（2）計画提案概要の記載事項

計画全体の概要（全体構想、脱炭素先行地域における取組、実施スケジュール、推進体制）をまとめた資料を作成ください（様式2）。

8. 進捗管理・計画最終年度の取組評価

選定自治体は、毎年度、取組の進捗状況を環境省に報告するとともに、計画の最終年度末に取組の結果報告を行います。

選定自治体の進捗状況については、必要に応じ、評価委員会においてヒアリングを行うなどして評価分析し、選定自治体に対し助言するとともに、計画の最終年度末に、評価委員会にて取組の最終評価を行います。

なお、脱炭素先行地域として選定された計画の取組が進捗せず、必要な改善措置を図ってもなお計画を縮小せざるを得ない場合には、必要に応じて、評価委員会や関係機関の意見を聴取した上で計画内容を変更するとともに、取組の進捗が一定の水準に満たない場合には、評価委員会の判断を踏まえ脱炭素先行地域の取消しを行うことがあります。

また、脱炭素先行地域の計画内容等に変更が生じた場合は、別途定める「脱炭素先行地域取扱要領」によるものとします。

9. 取組状況のフォローアップ

地方環境事務所と関係省庁の地方支分部局等は、脱炭素先行地域の取組状況を随時フォローアップします。また、地方環境事務所が窓口となり、脱炭素先行地域に選定された地方自治体（以下「選定自治体」という。）に対して情報提供等のサポートを随時行います。

10. 募集期間・提案書の様式、提出方法等

(1) 募集期間（第1回）

令和4年1月25日（火）～2月21日（月）

(2) 募集締切

令和4年2月21日（月）17時必着

※締切後の提出は認めません。なお、災害等の事由から締切までの提出が困難な場合は、提出先に相談ください。

(3) 計画提案書の様式

様式1：脱炭素先行地域計画提案書

様式2：脱炭素先行地域計画提案概要

(4) 提出方法

次の通り電子メールで提出ください。

＜電子メールによる提出＞

※メール件名は、「【提出】（6桁の都道府県・市区町村コード）（提出日4桁）（提案者名）脱炭素先行地域提案資料」とすること。

(5) 提出先・問い合わせ先

地方環境事務所	メールアドレス・連絡先	管轄
北海道地方環境事務所 環境対策課	REO-HOKKAIDO@env. go. jp 011-299-1952	北海道
東北地方環境事務所 環境対策課	CN-tohoku@env. go. jp 022-722-2873	青森県・岩手県・宮城県・ 秋田県・山形県
福島地方環境事務所 総務部渉外広報課	reo-fukushima@env. go. jp 024-563-5197	福島県
関東地方環境事務所 脱炭素チーム	CN-KANTO@env. go. jp 048-600-0815 048-600-0157	茨城県・栃木県・群馬県・ 埼玉県・千葉県・東京都・ 神奈川県・新潟県・山梨県・ 静岡県
中部地方環境事務所 環境対策課	REO-CHUBU@env. go. jp 052-955-2134	富山県・石川県・福井県・ 長野県・岐阜県・愛知県・ 三重県
近畿地方環境事務所 環境対策課	CN-Kinki@env. go. jp 06-6881-6503	滋賀県・京都府・大阪府・ 兵庫県・奈良県・和歌山県
中国四国地方環境事務所 環境対策課	CN-CHUSHIKOKU@env. go. jp 086-223-1581	鳥取県・島根県・岡山県・ 広島県・山口県
四国事務所環境対策課	CN-SHIKOKU@env. go. jp 087-811-7240	徳島県・香川県・愛媛県・ 高知県
九州地方環境事務所 環境対策課	KYUSHU-KANTAI@env. go. jp 096-322-2411	福岡県・佐賀県・長崎県・ 熊本県・大分県・宮崎県・ 鹿児島県・沖縄県

(6) 提出資料の取扱い

脱炭素先行地域として選定された場合、提出資料は原則公表します。ただし、非公表扱いを希望する箇所については、その対象箇所がわかるように、「非公表」と記載してください。

(7) 選定結果公表

令和4年春を予定

1 1. 留事事項

提案内容に係る事務局（環境省本省、地方環境事務所）への相談は、透明性等の確保の観点から、計画提案書が提出された以降は受け付けません。

提案にあたり、評価委員会委員、環境省幹部及び担当者へ選定の陳情等を行うことは控えてください。募集期間中及び選定期間中に、陳情等があった場合は、選定対象としないこととします。また、選定結果の通知前に環境省幹部及び担当者へ選定の感触を照会する等の行為についても控えてください。